

慶応二年五月八日より慶応二年五月十一日まで

P8310591 right

家来以出し抱屋敷讓受願齊申渡有之儀是の通り、昨日三百円を渡せし候旨、保三来り株式譲り受け治定せし旨、抱屋敷改に付畑地証文書替として宮城家来共々立合として周助相越其節例の席、金廿円さし遣わす旨申聞るに付、別渡し遣し差出す、且明日右屋敷受取候積りの旨也

讓渡証文面金高の義に付、本日周助の出張無用に属す、明日の積り也、保三来る欧州留学願咄有之

九日 卯 陰夕前漸晴

本日抱屋敷受取に付、双方より家来差出す、正覚も列席の積り小遣も本日為引移荷物船貸遣し此方荷物も相廻す、掃除等のため登、作金蔵遣わす、快翁、正覚も来る、快を取りて薄晩帰る

P8310591 left

十日 辰 陰漸に薄

広沢(悦)、来る富沢叔母来り保三番代願相、治定の旨咄有之、出 殿甲州
代詰番所、明日英パークス御逢有之、正覚稽古に来り、且周助同道宮城へ行き

議定の通り残金貳百円を渡し遣す旨、五郎次来り、預かり金(二百円)の内百円受取帰る、良助方より明日

ハークス (Parkes, Harry Smith) 御逢斉限第八時に成る旨廻状来る、豫州へ廻達、同人方より金

港出張、備中よりの便書 の通達なり

有之仏館建築の儀主なり

十一日 巳 陰夕前雨

朝第八時伯耆守殿御宅にて英ハークス御遊有之、和泉殿河内殿殿御出席右へ列席第二時前退散す夫より登城、和泉殿より本日御對話の縷々報知の為、周防殿

()内は細字双行(一行に小さい文字で二行書き)などの場合です。

印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。

【判読不可】、■は、文章の一部に汚れ、虫食いにより文字が無い等です。